

教育・文化スポーツ常任委員会資料8
令和2年(2020年)3月11日
教育委員会事務局特別支援教育課

県立特別支援学校校外学習中における食事中の事故等について

- 1 県立特別支援学校における生徒の個人情報を含む「自立活動ファイル」の紛失について
- 2 県立特別支援学校の児童アナフィラキシー発症事故について
- 3 県立特別支援学校校外学習における食事中の事故について

県立特別支援学校における生徒の個人情報を含む『自立活動ファイル』の紛失について

1 事案のあった学校および事案発生日時

学校：滋賀県立特別支援学校

日時：令和元年（2019年）10月10日（木）

2 事案の概要

- (1) 令和元年10月10日（木）担任である当該教諭が、当該生徒1名の自立活動を実施する際に参考するため、職員室内から「自立活動ファイル」を教室に持って行き、同ファイルを見ながら当該生徒の自立活動の授業を行った。
- (2) 授業終了後、教室内に同ファイルを置いて、次の学習場所へ向かったが、同ファイルはそのまま放置した。
- (3) 10月15日（火）当該教諭は、同ファイルの所在確認ができないことに気がつき探したが見つからなかった。

3 自立活動ファイルに綴じられていた生徒の個人情報

氏名、障害名、身体の状態が分かる顔を含む全身の姿勢写真、手術歴

4 事後の対応

- (1) 10月15日（火）
17時30分に教頭は当該教諭から紛失の報告を受け、校長に報告した。
- (2) 10月16日（水）
校長から県教育委員会事務局特別支援教育課に報告を行なった。
- (3) 10月21日（月）
これまで捜索を継続してきたが発見に至らず、校長が当該保護者に経緯を説明し、謝罪した。公表と警察への相談について、その目的等説明したが了解されなかつた。
- (4) 10月24日（木）
再度、教頭が当該保護者に報道機関等への公表について了解いただきたい旨説明したが、了解されなかつた。
- (5) 2月10日（月）
教頭が当該保護者に保護者説明会で個人情報に配慮した上で公表することについて、了解いただいた。
- (6) 2月13日（木）
校長が校外学習中における食事中の事故に関する保護者説明会の中で報告を行つた。
なお、現時点では、二次被害等外部に流出したことは確認していない。

《補足》

*「自立活動」および「自立活動ファイル」について

自立活動とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域。当該のファイルは、自立活動の指導に関して、日常生活および学習活動に必要な運動能力を向上させる内容についてまとめたもの。

県立特別支援学校の児童アナフィラキシー発症事故について

1 事案のあった学校及び事案発生日時、場所

学校：滋賀県立特別支援学校

日時：令和元年11月18日（月）13時頃

場所：学校内ランチルーム

2 事案の概要

学校給食において、給食の誤配によりアレルギー食材を食べた男児が、アナフィラキシー症状を呈し、救急搬送された。集中治療室で治療し、2日後退院。現在は元気に登校している。

3 発生に至る事案の経緯と原因

○経緯

- (1) 11月18日（月）12:35～給食の時間が始まった。当該児童は乳と卵のアレルギーがあり、普段は除去食を喫食している。
当日、調理員がアレルギーシールの貼られたパンを別のところに配膳した。担任はおかげの確認をしたが、パンまで確認をしなかったため、当該児童は除去食でないパンを全量食べた。
- (2) 13:00ごろ、当該児童の口の周りがすぐに赤くなる。顔などに発疹がでた。
- (3) 13:30ごろ、様子を見たが回復しないため、抗アレルギー薬（アレジオン）を服用。
- (4) その後、当該児童が嘔吐したため、学校ではアナフィラキシー症状と判断した。エピペンを使用する許可を保護者にもらうため、電話連絡をした。
- (5) 母親が来校し、母親がエピペンを使用した。
- (6) 15:00ごろ、様態が回復しないため、市内の病院に救急搬送された。
- (7) 集中治療室で治療し、2日後退院された。

○原因

給食のコッペパンには「乳」が含まれているため、当該児童用のパンは、パン業者よりシールが貼られ納品される。通常、調理員が児童のトレイにのせ、ランチルームに置き、担任がチェックする。しかし、当日は調理員がアレルギーシールの貼られたパンを別のところに配膳した。担任はおかげの確認をしたが、パンまで確認をしなかったため、当該児童は除去食でないパンを全量食べた。

4 事故の対応とその後の状況

(1) 11月18日(月)

- ・教頭と担任が病院で待機中、保護者に謝罪と経緯などについて説明を行った。

(2) 11月20日(水)

- ・当該児童が退院
- ・学校に対し、保護者より再発防止を依頼された。

(3) 11月21日(木)

- ・当該児童が、特別支援学校に登校。その後元気に登校している。

5 事案発生後の対応

- ・保護者との連絡体制を整える。
- ・学校内において、教職員間で今回の事案についての共通認識を図るとともに事案に係る対応の経緯について確認を行った。
- ・同様の事案防止のため、アレルギー対応児童生徒に対しては、チェック表を使用し、栄養教諭と先にランチルームで準備する担任がまずチェックし、喫食前に一緒に食べる担任が再度チェックすることにした。

県立特別支援学校校外学習における食事中の事故について

1 事案のあった学校及び事案発生日時、場所

学校：滋賀県立特別支援学校

日時：令和元年(2019年)11月29日(金)12時13分頃

場所：彦根市内レストラン

2 事案の概要

校外学習の昼食時、滋賀県立特別支援学校児童生徒1名が、食事中に食べ物を気管に詰まらせ一時心肺停止状態となり、救急搬送された。

その後、入院治療を続けていたが、12月18日(水)に逝去した。

3 発生に至る事案の経緯と原因

○経緯

- (1) 11月29日(金) 11時50分頃、当該児を含む児童生徒と引率教員が食事場所である彦根市内のレストランに到着した。当該児は重い知的障害と肢体不自由があり、食事には介助を要するため、担任は一対一の対面で11時55分頃より食事介助にあたった。
- (2) 担任は、当該児が自力でスプーンを使って掬いやすいよう、メニューの食事を取り分け皿に小分けし、通常どおり食事介助にあたっていた。
- (3) 当日の食事メニューは、当該児が食べやすいものを保護者と事前に確認し、注文した。
- (4) 当該児は順調に食事をしていたが、12時13分頃、担任は当該児が普段発する発声をしないことに気が付き、食べ物を詰まらせたのではないかと判断し、他の教員とともに喉の詰まりを取り除こうと腹部突き上げ法や背部叩打法を行なった。
- (5) 当該児に反応が見られないことから、引き続き人工呼吸、心臓マッサージを行ない、さらにAEDを使用するなどの応急措置を施すとともに、12時17分救急搬送を要請した。
- (6) 12時29分、救急車が到着し、12時35分頃、彦根市内の病院に向けて搬送された。

○原因

通常と同じ食事介助を行なっていたが、当該児が食べ物を気管に詰まらせた。詰まっていたのは固形物ではなく、すりつぶした食べ物であったことを確認している。

4 事後の対応とその後の状況

(1) 11月29日(金)

・校長が当該児の搬送先の病院にて、保護者に対してお詫びと経緯などについて説明を行なった。

(2) 11月30日(土)・12月1日(日)

・校長、当該児の担任等が病院に出向き、保護者とともにICUに入室し、当該児を見舞う。その後主治医より、現時点で命に関しては維持しているが、現在の状況が安定しないと今後の見通しが立たない、と説明があった。

(3) 12月2日(月)・3日(火)

・家庭訪問を行ない、保護者、家族に対し改めてお詫びとこれまでの経緯について説明を行なった。
・保護者、家族は、誰の責任でもない、事件・事故にしないでほしい、周りからあれやこれや言われるのは適わない、ということを話された。

- ・公表することについて説明したところ、報道機関だけでなく他の保護者にも公表されないことを望まれ、県教育委員会とも相談の上、公表は控えることとした。

(4) 12月18日(水)

- ・6:00に保護者より、容態が思わしくないと連絡があった。
- ・10:45に保護者より、午前7:00過ぎに亡くなったと連絡があった。

5 事案発生後の対応

- ・保護者を通じて、当該児の療養状況についての確認を隨時行なってきた。
- ・学校内において、教職員間で今回の事案についての共通認識を図るとともに、事案にかかる対応の経緯について確認を行った。
- ・同様の事案防止のため、改めて摂食指導にかかる研修を行うとともに、再発防止の対策を検討した。
- ・全校保護者への公表については、当該保護者の意向をふまえ、文書で事故の概略について伝えるとともに、別途保護者説明会を開催することを予定している。また、年度末の保護者向け広報紙に逝去の事実および当該児の写真を掲載することを予定している。